

議案第 99 号

南あわじ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する
条例制定について

南あわじ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する
条例

南あわじ市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年南あわじ市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南あわじ市職員の自己啓発等休業に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 (大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>第5条以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>第5条以下 略</p>	

議案第100号

南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する
等の条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する等の条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する
等の条例の一部を改正する条例

南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する等の条例
(平成 28 年南あわじ市条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

附則第 1 項中「及び附則第 3 項」を「から附則第 4 項まで」に改め、附則第 3 項を附則第 4 項とし、附則第 2 項の前の見出しを削り、同項中「同条の規定による廃止前の南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例」を「旧条例」に改め、同項を附則第 3 項とし、附則第 1 項の次に次の見出し及び 1 項を加える。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による廃止前の南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例(以下「旧条例」という。)第 8 条第 1 項の規定により承認を受けた本加入は、平成 32 年 3 月 31 日をもって解除する。この場合において、旧条例第 17 条第 1 項及び同条第 2 項に基づき市長が徴収した分担金は、解除に伴う清算を行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>附 則</p> <p>1 この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条、次項及び<u>附則第3項</u>の規定は平成32年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> 第2条の規定の施行の日前の使用に係る<u>同条の規定による廃止前の南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例</u>に規定する使用料の徴収については、なお従前の例による。</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条、次項から<u>附則第4項まで</u>規定は平成32年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> 第2条の規定による廃止前の南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項の規定により承認を受けた本加入は、平成32年3月31日をもって解除する。この場合において、<u>旧条例第17条第1項及び同条第2項に基づき市長が徴収した分担金は、解除に伴う清算を行わない。</u></p> <p><u>3</u> 第2条の規定の施行の日前の使用に係る<u>旧条例</u>に規定する使用料の徴収については、なお従前の例による。</p> <p><u>4</u> 略</p>	

議案第101号

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年南あわじ市条例第 177 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「第 1 号に該当する扶養親族については 433 円を、第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に掲げる者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 367 円）」を「第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円を、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 333 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

附則第 8 条第 2 項の表 1 の部 1 の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表 2 の部 1 の項中「0.91（第 1 級又は第 2 級）」を「0.92（第 1 級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第 5 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に掲げる者が不在の場合にあっては、そのうち1人については367円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>	

(4) 略

(5) 略

4 略

第6条～第35条 略

附 則

第1条～第7条 略

(他の法律による給付との調整)

第8条 略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第22条に規	1 障害厚生年金等	0.86
	2 略	

(5) 略

(6) 略

4 略

第6条～第35条 略

附 則

第1条～第7条 略

(他の法律による給付との調整)

第8条 略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第24条を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第22条に規	1 障害厚生年金等	0.88
	2 略	

定する公務上の災害に係るものを除く。)		
2 傷病補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.90</u>)
	2 略	
3～6 略		
3・4 略		
5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。		
障害厚生年金等及び障害基礎年金 略		

定する公務上の災害に係るものを除く。)		
2 傷病補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.91</u>)
	2 略	
3～6 略		
3・4 略		
5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。		
障害厚生年金等及び障害基礎年金 略		

障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.86</u>	障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	<u>0.88</u>
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） 略		障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。） 略	
6・7 略 第9条 略		6・7 略 第9条 略	

議案第102号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月21日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「免除された者」の次に「及び同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と、同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

第5条第2号中「（同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。）（当該所得割の額を課された者が賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有していた者であるときは、その者を賦課期日において本市の区域内に住所を有していた者とみなして算定した額。以下同じ。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号及び第3号に規定する所得割の額の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 地方税法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。
- (2) 賦課期日において指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。）の区域内に住所を有していた者であるときは、その者を賦課期日において本市の区域内に住所を有していた者とみなして算定する。

- (3) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の南あわじ市福祉医療費助成条例の規定は、平成30年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 適用日前に行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

南あわじ市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者</p>	<p>第1条 略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあつては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と、同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であり、かつ、その属する世帯の世</p>	

をいう。

(12)～(19) 略

第3条・第4条 略

(所得による給付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。

(1) 略

(2) 重度障害者については、重度障害者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同

帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(12)～(19) 略

第3条・第4条 略

(所得による給付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。

(1) 略

(2) 重度障害者については、重度障害者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同

法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額
(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条
の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除
をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同
じ。)(当該所得割の額を課された者が賦課期日において指定都市
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都
市をいう。)の区域内に住所を有していた者であるときは、その者
を賦課期日において本市の区域内に住所を有していた者とみなし
て算定した額。以下同じ。)の合計額が23万5,000円以上である
とき。

(3)・(4) 略

法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額
の合計額が23万5,000円以上であるとき。

(3)・(4) 略

2 前項第2号及び第3号に規定する所得割の額の算定は、次に定め
るところによる。

(1) 地方税法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第
5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による
控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとす
る。

(2) 賦課期日において指定都市(地方自治法第252条の19第1項の指
定都市をいう。)の区域内に住所を有していた者であるときは、そ
の者を賦課期日において本市の区域内に住所を有していた者とみ
なして算定する。

(3) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と
離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で
政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子

第6条以下 略

であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第6条以下 略